2　指定再放送事業者の氏名又は名称を変更するもの

変更後の指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の変更の年月日	指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
株式会社ＪＣＮくまもと	第ＫＳ００３７―四号	平成二十四年十月三十日	熊本県熊本市中央区、熊本市東区、熊本市西区、熊本市南区、熊本市北区、合志市（旧合志町の区域に限る。）、菊池郡菊陽町、上益城郡益城町
株式会社ＪＣＮ市川	第ＫＴ００１９―一号	平成二十四年十月十八日	千葉県市川市
株式会社ＪＣＮ大田ケーブルネットワーク	第ＫＴ００４６―四号	平成二十四年十月十八日	東京都大田区
株式会社ＪＣＮ小田原	第ＫＴ００５８―八号	平成二十四年十月十八日	神奈川県小田原市、南足柄市、足柄下郡開成町
株式会社ＪＣＮ鎌倉	第ＫＴ００７３―三号	平成二十四年十月十八日	神奈川県横浜市栄区（笠間町の一部に限る。）、鎌倉市、逗子市
株式会社ＪＣＮ熊谷	第ＫＴ０１０４―四号	平成二十四年十月十八日	埼玉県熊谷市（旧熊谷市の区域に限る。）、深谷市
株式会社ＪＣＮ足立	第ＫＴ０１１４―四号	平成二十四年十月十八日	東京都足立区
株式会社ＪＣＮみなと新宿	第ＫＴ０１１５―三七六号	平成二十四年十月十八日	東京都港区、新宿区
株式会社ＪＣＮ千葉	第ＫＴ０１１８―〇一一七号	平成二十四年十月十八日	千葉県千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市稲毛区、千葉市若葉区、千葉市緑区（おゆみ野一丁目、二丁目及び四丁目から六丁目まで、おゆみ野中央一丁目から九丁目まで、おゆみ野有吉、おゆみ野南一丁目から六丁目まで、誉田町一丁目から三丁目まで並びに越智町、大膳野町の各一部に限る。）、千葉市美浜区
株式会社ＪＣＮシティテレビ中野	第ＫＴ０１６０―〇一五九号	平成二十四年十月十八日	東京都中野区
株式会社ＪＣＮテレメディア八王子	第ＫＴ０２９９―〇二九五号	平成二十四年十月十八日	東京都八王子市、あきる野市（秋川、秋留、雨間、小川、上代継、下代継、二宮、野辺、引田、牛沼、油平、伊那、山田、上ノ台、横沢、渕上及び瀬戸岡の各一部に限る。）、西多摩郡日の出町（平井地区の全域に限る。）

3　指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域を変更するもの

指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の変更の年月日	変更後の指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
ＪＣＮ日野ケーブルテレビ株式会社	第ＫＴ０３１４―〇三一〇号	平成二十四年十月十八日	東京都八王子市（北の町及び長沼地区の各全域に限る。）、日野市、多摩市（百草団地の全域に限る。）
株式会社ＪＣＮマイテレビ	第ＫＴ０３２８―〇三二八号	平成二十四年十月十八日	東京都立川市、昭島市、小平市（上水新町地区の全域に限る。）、国分寺市（内藤の一部に限る。）、国立市、東大和市、武蔵村山市
株式会社ＪＣＮ武蔵野三鷹	第ＫＴ０３４９―〇三四五号	平成二十四年十月十八日	東京都武蔵野市、三鷹市、調布市
伊豆漁業協同組合	第ＴＫ００５３―〇〇四八号	平成二十四年十二月十四日	静岡県賀茂郡西伊豆町（旧西伊豆町田子の区域に限る。）
株式会社トコちゃんねる静岡	第ＴＫ００６５―〇〇五九号	平成二十四年十月二十三日	静岡県静岡市葵区、静岡市駿河区、静岡市清水区（旧清水市の区域に限る。）
株式会社秋田ケーブルテレビ	第ＴＨ００〇三―〇〇〇三号	平成二十四年十二月十九日	秋田県山本郡三種町（上岩川字新屋敷、上岩川字落合、上岩川字才ノ神、上岩川字高田、上岩川字塚ノ岱及び上岩川字小新沢の各一部に限る。）
三陸ブロードネット株式会社	第ＴＨ００３８―〇〇三七号	平成二十四年十一月二十一日	岩手県釜石市（新浜町、東前町、浜町、天神町、大只越町、大渡町、大町二丁目及び三丁目、鈴子町、駒木町、松原町一丁目及び二丁目、嬉石町一丁目及び三丁目、大平町、千鳥町、中島町、中妻町、八雲町、上定内町、新町、野田町、源太沢町、住吉町、礼ヶ口町、平田町、鵜住居町、小佐野町、小川町、桜木町、第1地割から第10地割まで、第13地割、第24地割から第28地割まで、第29地割及び第8地割、栗林町、片岸町の各一部並びに甲子町の各全域に限る。）
財団法人首都圏ケーブルメディア	第ＫＴ０１６４―〇一六三号	平成二十四年十月二十二日	茨城県石岡市（南台一丁目から四丁目までの各全域に限る。）、守谷市（松ヶ丘一丁目から七丁目まで、けやき台一丁目から三丁目まで、久保ヶ丘一丁目から四丁目及び六丁目、松前台一丁目から七丁目まで、御所ヶ丘一丁目から五丁目までの各全域に限る。）、つくばみらい市（絹の台一丁目から七丁目までの各全域に限る。）、常総市（内守谷町きぬの里一丁目から三丁目までの各全域に限る。） 栃木県下野市（医大前一丁目から四丁目まで、鳥ヶ森一丁目から四丁目まで、笹原、祇園一丁目から五丁目まで、緑一丁目から六丁目まで及び薬師寺の各一部に限る。）、小山市（美しが丘一丁目から三丁目までの各全域に限る。）